

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	石岡市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page002663.html">http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page002663.html</a>

執行機関名 石岡市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	石岡市学童保育事業条例(平成18年石岡市条例第24号)による負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第4の項 石岡市学童保育事業条例(平成18年石岡市条例第24号)による負担の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	石岡市学童保育事業条例(平成18年石岡市条例第24号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、昼間、保護者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)のいない家庭の児童を対象に行う保育事業(以下「学童保育事業」という。)の実施について必要な事項を定め、児童の健全育成を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		石岡市学童保育事業条例(平成18年石岡市条例第24号) 石岡市学童保育事業規則(平成19年石岡市教育委員会規則第9号)